

年管発 0313 第 4 号
令和 6 年 3 月 13 日

地方厚生（支）局長
日本年金機構理事長
市町村長

} 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公 印 省 略)

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する
省令の公布について（通知）

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和 35 年政令第 122 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 42 号。以下「改正省令」という。）（別添）が本日公布・施行される。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第 1 改正の内容

1. 人件費算定基礎額の改定

基礎年金等事務の執行に要する費用について、今年度の人事院勧告に基づく国家公務員給与の改定を踏まえ、人件費算定基礎額の算定に用いる基本額を事務毎にそれぞれ

- ・ 適用等事務の基本額は 671 円から 685 円に
- ・ 給付事務の基本額は 501 円から 512 円に
- ・ 免除事務の基本額は 1,373 円から 1,402 円に

改めたこと。

※ 基礎年金等事務は、適用等事務、給付事務及び免除事務の 3 区分に分類される。

2. 地域差の係数の改定

地域差の係数については、地方交付税制度における「普通態容補正係数」等に基づき地域差の係数を改定しているところ、今年度の改正を踏まえ、地域差の係数を改める。

第 2 施行期日

改正省令は、公布の日から施行し、令和 5 年度の事務費交付金から適用すること。

○厚生労働省令第四十二号
国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第二百二十二号）第二条第一号及び第二号の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十三日

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

厚生労働大臣 武見 敬三

		改	正	後
<p>（用語の定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 適用等事務人件費算定基礎額 六百八十五円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。</p>		<p>（用語の定義）</p> <p>第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 適用等事務人件費算定基礎額 六百七十一円に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に一を加えた数を乗じて得た額をいう。</p>		

二 (略)

三 給付事務人件費算定基礎額 五百十二円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に1を加えた数を乗じて得た額をいう。

四 (略)

五 免除事務人件費算定基礎額 千四百二円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に1を加えた数を乗じて得た額をいう。

六、十 (略)

別表 (第一条関係)

(1) 地域差の係数 (第一条第一号関係)

区 分	係 数
1 級地	0.058
2 級地	0.056
3 級地	0.056
4 級地	0.055
5 級地	0.054
6 級地	0.052
7 級地	0.051
無級地	0.050

備考 (略)

(2) 地域差の係数 (第一条第二号関係)

区 分	係 数	区 分	係 数
I の地域10種地	0.018	II の地域10種地	0.012
I の地域9種地	0.018	II の地域9種地	0.012
I の地域8種地	0.018	II の地域8種地	0.009
I の地域7種地	0.015	II の地域7種地	0.009
I の地域6種地	0.008	II の地域6種地	0.007
I の地域5種地	0.005	II の地域5種地	0.005
I の地域4種地	0.000	II の地域4種地	0.000
I の地域3種地	0.000	II の地域3種地	0.000
I の地域2種地	0.000	II の地域2種地	0.000
I の地域1種地	0.000	II の地域1種地	0.000

備考 (略)

(3) (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行し、令和五年度分の事務費交付金から適用する。

二 (略)

三 給付事務人件費算定基礎額 五百一円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に1を加えた数を乗じて得た額をいう。

四 (略)

五 免除事務人件費算定基礎額 千三百七十三円に、市町村の地域の区分による別表(1)及び(3)の係数の合計数に1を加えた数を乗じて得た額をいう。

六、十 (略)

別表 (第一条関係)

(1) 地域差の係数 (第一条第一号関係)

区 分	係 数
1 級地	0.060
2 級地	0.058
3 級地	0.058
4 級地	0.057
5 級地	0.056
6 級地	0.054
7 級地	0.053
無級地	0.052

備考 (略)

(2) 地域差の係数 (第一条第二号関係)

区 分	係 数	区 分	係 数
I の地域10種地	0.018	II の地域10種地	0.012
I の地域9種地	0.018	II の地域9種地	0.012
I の地域8種地	0.018	II の地域8種地	0.010
I の地域7種地	0.015	II の地域7種地	0.009
I の地域6種地	0.008	II の地域6種地	0.008
I の地域5種地	0.005	II の地域5種地	0.005
I の地域4種地	0.000	II の地域4種地	0.000
I の地域3種地	0.000	II の地域3種地	0.000
I の地域2種地	0.000	II の地域2種地	0.000
I の地域1種地	0.000	II の地域1種地	0.000

備考 (略)

(3) (略)